

改正早見表

消防法改正早見表

特定共同住宅等の種類 5項口もしくは令8区画された5項口の 部分に限る建築構造の要件を満たすもの →P.603 参照		必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等				通常用いられる消防用設備等 (左記○印(白抜き)を一式設置することにより免除出来る設備)								
構造類型	階数	住戸用 消火器 及び 消火器具	住戸用 自火報設備 及び 共同住宅用 非常警報設備	共同住宅用 自動火災 報知設備	共同住宅用 スプリンクラー 設備 11階以上の部分	消 火 器 具	自 動 火 災 報 知 設 備	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 ボ ン プ 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	ス ブ リ ン ク ラ ー 設 備	非 常 警 報 器 具 又 は 非 常 警 報 設 備	避 難 器 具	誘 導 灯 及 び 誘 導 標 識
二方向避難 開放型	10階建て以下	○	○注2			●	●	●	●	●注5		●	●注5	●注5
	11階建て以上	○		○注3		●	●	●	●	●注1	●	●	●注5	●注5
二方向 避難型	5階建て以下	○	○注2			●	●	●	●			●	●注5	
	6階～10階建て以下	○		○		●	●	●	●			●	●注5	
	11階建て以上	○		○	○	●	●	●	●	●注1,注6	●	●	●注5	
開放型	5階建て以下	○	○注2			●	●	●	●	●注5		●	●注5	●注5
	6階～10階建て以下	○		○		●	●	●	●	●注5		●	●注5	●注5
	11階建て以上	○		○	○注4	●	●	●	●	●注1,注6	●	●	●注5	●注5
非二方向避難 非開放型 (開口部面積 4㎡以下)	10階建て以下	○		○		●	●	●	●			●	●注5	
	11階建て以上	○		○	○	●	●	●	●	●注1	●	●	●注5	

<改正早見表の見方>

- 表中、○印(白抜き)を設置することで、●印(黒塗り潰し)設備が免除できます。  
(但し、「通常用いられる消防用設備等」において、空欄(無印部分)は消防法通り設置の有無を決定します)。  
また、都合のよい設備だけを選択することはできません。
- 注1 … 共同住宅用スプリンクラー設備を設置した階のみ屋内消火栓設備が免除できます。
- 注2 … どちらか一方の設備を選択できます。
- 上記表にある設備の他、共通項目として、「共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備」があります。  
この2つの設備は、通常の設置基準に代えて、階段室型の場合、階数が3以内ごとに、歩行距離50m以下となるよう設置することができます。
- 建築構造の要件とは…4つの構造類型について、主要構造が耐火構造、共用部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料、住戸等は開口部の無い耐火構造の床又は壁で区画する、住戸等と共用部分を区画する壁の開口部の防火性能、非開放型の住戸等の開口部の制限(1の住戸につき4㎡以下(1の開口部は2㎡以下)共用室にあっては8㎡以下)、床又は壁を貫通する配管等の制限及び特定光庭、避難光庭がある場合は、それぞれの規準を満たしたものの。但し、共同住宅用スプリンクラー設備を設置したものを除く。
- 注3 … 11階以上において、内装制限かつ、共用室の開口部に防火戸が設けられている場合に免除ができる。
- 注4 … 11階～14階の部分においてのみ、内装制限かつ、共用室の開口部に防火戸が設けられている場合に免除ができる。この場合、15階以上の階には設置が必要です。  
(延べ面積が2,100㎡以上(耐火構造内装制限あり)の屋内消火栓設備設置義務となるケース等が「必要とされる防火安全性能を有する(消防の用に供する設備等)」とすることが、一般的にはコストメリットが出てくる場合があります)
- 注5 … 福祉施設部分を除きます。
- 注6 … 10階以下の福祉施設部分を除きます。